平成２２年（フ）第１０６６号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目３番26―101号
債務者　竹下　廣幸
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０８２号
北九州市八幡西区皇后崎町２番９号
債務者　岡田　正博
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０８３号
北九州市八幡西区皇后崎町２番９号
債務者　岡田都貴江
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０８４号
福岡県遠賀郡水巻町高松９番406号
債務者　若宮　豊士
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０９８号
北九州市八幡西区則松４丁目６番15号
債務者　辻本　真紀
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１３０号
北九州市八幡東区山路１丁目21番19号
債務者　小田　公良
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３４５号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1283番地70
債務者　栗下あずさ
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３５号
鹿児島県鹿児島市照国町16番８号サンクトレゾール701号
債務者　二見　民子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５４１号
鹿児島県鹿児島市春日町11番18号
債務者　山口　路郎
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６０９号
鹿児島県鹿児島市平之町５番７号
債務者　野元　総子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６２６号
鹿児島県鹿児島市原良町3118番地11　ＫＥＮＨＯＵＳＥ203号
債務者　長谷川静香
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６４１号
鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉74番地市営新宮団地２号棟206
債務者　川畑みどり
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６６１号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目25番13号
債務者　福迫　裕人
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６８３号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目34番16号
債務者　前田　鈴子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６８６号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目38番21号ハイデンス宇宿302号
債務者　松原　秀郎
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６９５号
鹿児島県鹿児島市下田町711番地１パークハイム二反山201号
債務者　武山慎太郎
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７００号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目21番８―55号
債務者　清水　優子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７７号
鹿児島県枕崎市塩屋北町382番地　モリコーポ塩屋101号
債務者　外園　光年
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部